⑶　総務大臣への報告

機構は、国税連携ネットワークシステムの構成機器、関連設備の障害等により国税連携ネットワークシステムの全部又は一部が作動停止した場合又はデータの漏えいその他これに準ずる事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、速やかに総務大臣に報告すること。

第３　国税連携ネットワークシステムの環境及び設備

１　建物及び重要機能室

⑴　建物等への侵入の防止等

ア　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムに係る建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）を国内に設置すること。

イ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、建物等の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

ウ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、建物等への侵入を検知・記録するための措置を講ずること。

エ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。

オ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。

⑵　重要機能室の配置及び構造

ア　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要機能室の配置及び構造について、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

イ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要機能室について、その表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。

ウ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要機能室に、緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、連絡体制を整備すること。

エ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、電子計算機室を税務システム（電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、地方税に関する記録を管理し、及び地方税に関する事務を処理するためのシステムをいう。以下同じ。）に係る電子計算機及び電気通信関係装置を設置するための部屋以外の部屋と区別した部屋とすること。当該区別し

第３　国税連携ネットワークシステムの環境及び設備

１　建物及び重要機能室

⑴　建物等への侵入の防止等

ア　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムに係る建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）を国内に設置すること。

イ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、建物等の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

ウ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、建物等への侵入を検知・記録するための措置を講ずること。

エ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。

オ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。

⑵　重要機能室の配置及び構造

ア　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室の配置及び構造について、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

イ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室について、その表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。

ウ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室に、緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、連絡体制を整備すること。

エ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、電子計算機室を税務システム（電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、地方税に関する記録を管理し、及び地方税に関する事務を処理するためのシステムをいう。以下同じ。）に係る電子計算機及び電気通信関係装置を設置するための部屋以外の部屋と区別した部屋とすること。当該区別した部屋を確保できない場合は、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は機構サーバ、端末機及び電気通信関係装置を厳重に固定し、専用保管庫により施錠保管すること。

オ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、電子計算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行えるよう配慮すること。